# 調整交付金の役割について(試算)

## 【調整交付金の役割】

- 調整交付金は、①保険者の給付水準が同じであり、②被保険者の所得水準が同じであれば、保険料負担が 同一になるように調整するもの。
- そのため、下記のように、所得水準や給付費単価が一定と仮定した場合は、**高齢者人口の割合が異なって** いても、負担する保険料額は概ね一定となる。(具体的なケースについては次ページ参照)

ケース	具体例	保険料 (調整前)	調整交付 割合	調整 交付金額	保険料(調 整後)
ケース① 前期・後期高齢者割合が 全国平均と同じ場合	高齢者人口が10000人のA市 (前期高齢者5100人、後期高齢 者4900人)の場合	約5000円	5%	1億3652 万円	<u>約5000円</u>
ケース② 後期高齢者割合が <u>全国平均</u> より高い場合	高齢者人口が15000人のB市 (前期高齢者6400人、後期高齢 者8600人)の場合	約5700円	7. 54%	3億5076 万円	<u>約5000円</u>
ケース③ 後期高齢者割合が <u>全国平均</u> より低い場合	高齢者人口が45000人のB市 (前期高齢者25000人、後期高 齢者20000人)の場合	約4600円	3. 29%	3億7424 万円	<u>約5000円</u>

【財政調整交付金の交付割合の求め方】 27%-(22%×後期高齢者加入割合補正係数×所得段階別補正係数) 【仮定】

- <全国平均> 前期高齢者割合を51%、後期高齢者割合を49% ・前期高齢者の要介護(要支援)の発生率を4%、後期高齢者の要介護(要支援)の発生率を31%
- <所得水準> 所得水準を一律一定(所得段階別補正係数を「1」とする。)
- <給付費単価>前期高齢者の一人当たり給付費単価を5.5万円、後期高齢者の一人当たり給付費単価を50万円とする。 (平成25年度実績(介護給付費実態調査報告)を基に補足給付、地域支援事業を加味した額)

## ケース①前期・後期高齢者割合が全国平均と同じ場合 高齢者人口が10000人のA市(前期高齢者5100人、後期高齢者4900人)の場合

## 【調整交付金】

0.51(全国平均の前期高齢者割合)×0.04(全国平均の前期高齢者の要介護発生率)+0.49(全国平均の後期高齢者割合)×0.31(全国平均の後期高齢者の要介護発生率)

0.51(当該自治体の前期高齢者割合)×0.04(全国平均の前期高齢者の要介護発生率)+0.49(当該自治体の後期高齢者割合)×0.31(全国平均の後期高齢者の要介護発生率)

=1. O(後期高齢者加入割合補正係数)

A市の調整交付割合は、27%-(22%×1.0×1.0)=5%となる。

給付費は、前期高齢者5.5万円×5100人+後期高齢者50万円×4900人=27億3050万円となり、 調整交付金額は、27億3050万円×5%=<u>1億3652万円</u>となる。

#### 【保険料】

A市の保険料(22%)は、27億3050万円×22%=6億0071万円となる。

## 【一人当たり保険料額】

一人当たりの保険料額は、6億0071万円/10000人/12 = <u>5005円(月額)</u>となる。

## ケース② 後期高齢者割合が全国平均より高い場合

例 高齢者人口が15000人のB市(前期高齢者6400人、後期高齢者8600人)の場合

#### 【財政調整交付金】

O. 51(全国平均の前期高齢者割合)×O. 04(全国平均の前期高齢者の要介護発生率) + O. 49(全国平均の後期高齢者割合)×O. 31(全国平均の後期高齢者の要介護発生率)

O. 4267(当該自治体の前期高齢者割合)×O. 04(全国平均の前期高齢者の要介護発生率)+O. 5733(当該自治体の後期高齢者割合)×O. 31(全国平均の後期高齢者の要介護発生率)

=0.8845(後期高齢者加入割合補正係数)

B市の調整交付割合は、27%−(22%×0.8845×1.0)=7.54%となる。

給付費は、前期高齢者5.5万円×6400人+後期高齢者50万円×8600人=46億5200万円となり、 調整交付額は、46億5200万円×7.54%=3億5076円となる。

## 【保険料】

B市の本来保険料負担分(22%)は、46億5200万円×22%=10億2344万円であるが、調整交付金が7.54%入るので、実際の保険料(19.46%)は、46億5200万円×19.46%=9億0528万円となり、差の1億1816万円が調整交付金により厚く交付されたことになる。

## 【一人当たりの保険料額】

本来保険料分(22%)であれば、10億2344万円/15000人/12 = 5685円(月額) となるが、

実際保険料分(19.46%)は、9億0528万円/15000人/12 = 5029円(月額)となる。

## ケース③ 後期高齢者割合が全国平均より低い場合

高齢者人口が45000人のB市(前期高齢者25000人、後期高齢者20000人)の場合

#### 【財政調整交付金】

O. 51(全国平均の前期高齢者割合)×O. 04(全国平均の前期高齢者の要介護発生率) + O. 49(全国平均の後期高齢者割合)×O. 31(全国平均の後期高齢者の要介護発生率)

O. 556(当該自治体の前期高齢者割合)×O. 04(全国平均の前期高齢者の要介護発生率)+O. 444(当該自治体の後期高齢者割合)×O. 31(全国平均の後期高齢者の要介護発生率)

=1. O777(後期高齢者加入割合補正係数)

C市の調整交付割合は、27%-(22%×1.0777×1.0)=3.29%となる。

給付費は、前期高齢者5.5万円×25000人+後期高齢者50万円×20000人=113億7500万円となり、 したがって、調整交付額は、113億7500万円×3.29%=3億7424万円となる。

#### 【保険料】

C市の本来保険料負担分(22%)は、113億7500万円×22%=25億0250万円であるが、調整交付金が3.29%しか入らないので、実際の保険料(23.71%)は、113億7500万円×23.71%=26億9701万円となり、差の1億9451万円が調整交付金による調整により追加的に負担する金額となる。

#### 【一人当たりの保険料額】

一人当たりの保険料調整財源は、本来保険料分(22%)であれば、 25億0250万円/45000人/12 = 4634円(月額) となるが、

実際保険料分(23.71%)は26億9701万円/45000人/12 = 4994円(月額)となる。